

監査基準委員会報告書 300「監査計画」の改正について

2019年6月12日

日本公認会計士協会

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 監査基準委員会報告書300 監査計画 2011年12月22日 改正 2019年6月12日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第37号) | 監査基準委員会報告書300 監査計画 平成23年12月22日 日本公認会計士協会 監査基準委員会 (報告書：第37号) |
| 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 | 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 |
| (省 略) | (省 略) |
| 《Ⅱ 要求事項》 | 《Ⅱ 要求事項》 |
| (省 略) | (省 略) |
| 《3. 計画活動》 | 《3. 計画活動》 |
| (省 略) | (省 略) |
| 8. 監査人は、以下の事項を含む詳細な監査計画を作成しなければならない。 (A12項参照) (1) 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」により計画するリスク評価手続の種類、時期及び範囲 (2) 監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」 | 8. 監査人は、以下の事項を含む詳細な監査計画を作成しなければならない。 (A12項参照) (1) 監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」により計画するリスク評価手続の種類、時期及び範囲 (2) 監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」 |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>により計画するアサーション・レベルのリスク対応手続の種類、時期及び範囲</p> <p>(3) 他の監査基準委員会報告書等における要求事項により計画する監査手続 <u>(A12項からA14項参照)</u></p> | <p>により計画するアサーション・レベルのリスク対応手続の種類、時期及び範囲</p> <p>(3) 他の監査基準委員会報告書等における要求事項により計画する監査手続</p> |
| (省 略) | (省 略) |
| 《Ⅲ 適用指針》 | 《Ⅲ 適用指針》 |
| (省 略) | (省 略) |
| 《(2) 詳細な監査計画》(第8項参照) | 《(2) 詳細な監査計画》(第8項参照) |
| <p>A12. 詳細な監査計画は、監査の基本的方針より詳細で、監査チームメンバーが実施すべき監査手続の種類、時期及び範囲を含むものである。</p> <p>これらの監査手続の計画は、監査の進捗に応じて監査期間にわたり詳細な監査計画として作成される。例えば、リスク評価手続の計画は監査の初期の段階で作成され、また、リスク対応手続の種類、時期及び範囲に係る計画はリスク評価手続の結果に基づき作成される。</p> <p>ただし、監査人は、全てのリスク対応手続に係る詳細な監査計画を作成する前であっても、一部の取引種類、勘定残高及び注記事項に関するリスク対応手続を実施することがある。</p> | <p>A12. 詳細な監査計画は、監査の基本的方針より詳細で、監査チームメンバーが実施すべき監査手続の種類、時期及び範囲を含むものである。</p> <p>これらの監査手続の計画は、監査の進捗に応じて監査期間にわたり詳細な監査計画として作成される。例えば、リスク評価手続の計画は監査の初期の段階で作成され、また、リスク対応手続の種類、時期及び範囲に係る計画はリスク評価手続の結果に基づき作成される。</p> <p>ただし、監査人は、全てのリスク対応手続に係る詳細な監査計画を作成する前であっても、一部の取引種類、勘定残高、開示等に関するリスク対応手続を実施することがある。</p> |
| <p><u>A13. 注記事項には広範囲かつ詳細な情報が含まれることから、注記事項に関連するリスク評価手続及びリスク対応手続の種類、時期及び範囲の決定は重要である。さらに、特定の注記事項には、総勘定元帳や補助元帳以外から入手した情報が含まれる可能性があるため、評価されたリスク及びそれに対応するための手続の種類、時期及び範囲に影響を及ぼすことがある。</u></p> | (新 設) |

| 新 | 旧 |
|--|-------------------------------------|
| <p>A14. <u>監査の初期段階において注記事項を検討することによって、監査人は、取引種類、事象及び勘定残高と同様の方法で、注記事項への対応について適切に注意を払い、適切な監査時間を計画することができる。初期段階での検討は、監査人が監査に影響する以下の事項を判断するのに役立つことがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業環境、事業活動又は財務状況の変化の結果として必要となる重要な注記事項の追加又は変更（例えば、重要な企業結合によって必要となるセグメントの識別及びセグメント情報の記載の変更）</u> ・ <u>適用される財務報告の枠組みの改正に伴う重要な注記事項の追加又は変更</u> ・ <u>特定の注記事項に対する監査手続における監査人の利用する専門家の関与の必要性（例えば、年金その他の退職給付債務に関する注記事項）</u> ・ <u>監査人が監査役等と協議することが想定される注記事項に関する事項（監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」A13項参照）</u> | <p>(新 設)</p> |
| <p>《(3) 監査期間中における計画の修正》(第9項参照)</p> | <p>《(3) 監査期間中における計画の修正》(第9項参照)</p> |
| <p>A15. (省 略)</p> | <p>A13. (省 略)</p> |
| <p>《(4) 指示、監督及び監査調書の査閲》(第10項参照)</p> | <p>《(4) 指示、監督及び監査調書の査閲》(第10項参照)</p> |
| <p>A16. (省 略)</p> | <p>A14. (省 略)</p> |
| <p>《5. 監査調書》(第11項参照)</p> | <p>《5. 監査調書》(第11項参照)</p> |
| <p>A17. -A19. (省 略)</p> | <p>A15. -A17. (省 略)</p> |
| <p>《小規模企業に特有の考慮事項》</p> | <p>《小規模企業に特有の考慮事項》</p> |
| <p>A20. (省 略)</p> | <p>A18. (省 略)</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>《6. 初年度監査における追加的な考慮事項》 (第12項参照)</p> | <p>《6. 初年度監査における追加的な考慮事項》 (第12項参照)</p> |
| <p>A21. 監査計画の目的は、初年度監査、継続監査のいずれにおいても同じである。しかし、初年度監査においては、監査人は、通常、継続監査とは異なり、監査計画の策定時に考慮できる企業における過去の経験がないため、計画活動をより広く実施することがある。</p> <p>初年度監査において、監査人が、監査の基本的な方針の策定及び詳細な監査計画の作成に当たって追加で考慮する事項には、以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前任監査人との引継（例えば、前任監査人の監査調書の閲覧） ・ 監査人としての選任に関して経営者と協議した主要な問題（例えば、会計基準、監査基準及び報告に関する基準の適用）、監査役等へのこれらの問題に関する伝達並びにこれらの問題が監査の基本的な方針及び詳細な監査計画に与える影響 ・ 期首残高に関して十分かつ適切な監査証拠を入手するために必要な監査手続（監査基準委員会報告書510「初年度監査の期首残高」参照） ・ 初年度監査において監査事務所が定める品質管理のシステムで要求されるその他の手続（例えば、監査事務所が定める品質管理のシステムによっては、所定の担当者に、重要な監査手続の開始前に監査の基本的な方針を検討させたり、監査報告書の発行前に報告書の査閲に関与させたりすることがある。） | <p>A19. 監査計画の目的は、初年度監査、継続監査のいずれにおいても同じである。しかし、初年度監査においては、監査人は、通常、継続監査とは異なり、監査計画の策定時に考慮できる企業における過去の経験がないため、計画活動をより広く実施することがある。</p> <p>初年度監査において、監査人が、監査の基本的な方針の策定及び詳細な監査計画の作成に当たって追加で考慮する事項には以下が含まれることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前任監査人との引継（例えば、前任監査人の監査調書の閲覧） ・ 監査人としての選任に関して経営者と協議した主要な問題（例えば、会計基準、監査基準及び報告に関する基準の適用）、監査役等へのこれらの問題に関する伝達、並びにこれらの問題が監査の基本的な方針及び詳細な監査計画に与える影響 ・ 期首残高に関して十分かつ適切な監査証拠を入手するために必要な監査手続（監査基準委員会報告書510「初年度監査の期首残高」参照） ・ 初年度監査において監査事務所が定める品質管理のシステムで要求されるその他の手続（例えば、監査事務所が定める品質管理のシステムによっては、所定の担当者に、重要な監査手続の開始前に監査の基本的な方針を検討させたり、監査報告書の発行前に報告書の査閲に関与させたりすることがある。） |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>《IV 適用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2011年12月22日)は、2012年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。 ・ 本報告書(2019年6月12日)は、2020年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。ただし、2019年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から早期適用することができる。 | <p>《IV 適用》</p> <p>本報告書は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用する。</p> |
| <p>《付録 監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項》 (第6項、第7項、A8項からA11項参照)</p> | <p>《付録 監査の基本的な方針を策定する際の考慮事項》 (第6項、第7項、A8項からA11項参照)</p> |
| <p>(省 略)</p> | <p>(省 略)</p> |
| <p>《1. 監査業務の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の財務報告の枠組みとの必要な調整を含む、監査される財務情報の作成の基となる財務報告の枠組み ・ 規制当局によって義務付けられているような産業特有の報告事項 ・ 期待される監査手続のカバレッジ (例えば、構成単位の数や所在地) ・ 連結の範囲を決定する親会社と構成単位との支配従属関係 ・ 他の監査人が監査する構成単位の範囲 ・ 企業の属する業界の特性 (例えば、専門知識の必要性) ・ 監査の対象となる財務情報の通貨換算の必要性 ・ 連結財務諸表監査の対象となる構成単位の法定監査の必要性 ・ <u>企業の内部監査機能の有無、有している場合は、監査の目的に照らして内部監査人の作業を利用する領域及び利用の程度</u> | <p>《1. 監査業務の特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の財務報告の枠組みとの必要な調整を含む、監査される財務情報の作成の基となる財務報告の枠組み ・ 規制当局によって義務付けられているような産業特有の報告事項 ・ 期待される監査手続のカバレッジ (例えば、構成単位の数や所在地) ・ 連結の範囲を決定する親会社と構成単位との支配従属関係 ・ 他の監査人が監査する構成単位の範囲 ・ 企業の属する業界の特性 (例えば、専門知識の必要性) ・ 監査の対象となる財務情報の通貨換算の必要性 ・ 連結財務諸表監査の対象となる構成単位の法定監査の必要性 |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業による委託会社の利用状況及び当該業務に係る内部統制のデザイン又は運用に関する監査証拠の入手方法 ・ 過年度の監査で入手した監査証拠の利用可能性（例えば、リスク評価手続や運用評価手続により入手した監査証拠） ・ 監査手続の実施におけるITの影響（例えば、データやコンピュータ利用監査技法（CAAT）の利用可能性） ・ 期中の財務情報のレビュー業務と監査業務の実施時期や範囲の調整、及びこれから得られた情報が監査業務に与える影響 ・ 企業の従業員の対応可能性やデータの利用可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>内部監査人の作業の利用可能性及び内部監査に対して予定される監査人の依拠の程度</u> ・ 企業による委託会社の利用状況及び当該業務に係る内部統制のデザイン又は運用に関する監査証拠の入手方法 ・ 過年度の監査で入手した監査証拠の利用可能性（例えば、リスク評価手続や運用評価手続により入手した監査証拠） ・ 監査手続の実施におけるITの影響（例えば、データやコンピュータ利用監査技法（CAAT）の利用可能性） ・ 期中の財務情報のレビュー業務と監査業務の実施時期や範囲の調整、及びこれから得られた情報が監査業務に与える影響 ・ 企業の従業員の対応可能性やデータの利用可能性 |
| <p>《2. 報告の目的、監査の実施時期及びコミュニケーションの内容》</p> | <p>《2. 報告の目的、監査の実施時期及びコミュニケーションの内容》</p> |
| <p>(省 略)</p> | <p>(省 略)</p> |
| <p>《3. 重要な要素、予備的な活動及び他の業務からの情報》</p> | <p>《3. 重要な要素、予備的な活動及び他の業務からの情報》</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」に従った監査上の重要性の決定及び適用のある場合には以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> - 監査基準委員会報告書600「グループ監査」に従った構成単位の重要性の決定と構成単位の監査人への通知（監基報600第20項から第22項及び第39項(3)参照） - 重要な構成単位、並びに重要な取引種類、勘定残高及び注記事項の予備的な識別 ・ 重要な虚偽表示リスクの程度が高い可能性のある領域の予備的な識別 ・ 識別した財務諸表全体レベルでの重要な虚偽表示リスクが、監査チー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」に従った監査上の重要性の決定及び適用のある場合には以下の事項 <ul style="list-style-type: none"> - 監査基準委員会報告書600「グループ監査」に従った構成単位の重要性の決定と構成単位の監査人への通知（監基報600第20項から第22項及び第39項(3)参照） - 重要な構成単位、並びに重要な取引種類、勘定残高、<u>開示等</u>の予備的な識別 ・ 重要な虚偽表示リスクの程度が高い可能性のある領域の予備的な識別 ・ 識別した財務諸表全体レベルでの重要な虚偽表示リスクが、監査チー |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>ムメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲に与える影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証拠を入手し評価する際に、職業的懐疑心を保持する必要性を監査チームメンバーに周知徹底する方法 ・ <u>適用される財務報告の枠組みの改正（重要な注記事項の追加又は変更を含む。）</u> ・ 内部統制の有効性の評価を含む過年度の監査結果（例えば、識別した内部統制の不備及びその不備に対する改善措置） ・ 監査に影響を与える可能性のある事項に関して、企業に他のサービスを提供している監査事務所の職員との協議 ・ <u>適用される財務報告の枠組みで要求される注記事項を識別し、作成するために経営者が使用するプロセス。注記事項には、総勘定元帳や補助元帳以外から入手した情報を含む注記事項も含まれる。</u> ・ 適切な内部統制の整備及び運用についての経営者の責任（例えば、このような内部統制に関しての適切な文書） ・ 内部統制に依拠することがより効率的になる一定の取引量の有無 ・ 企業が事業を円滑に遂行する上での内部統制の重要性 ・ 企業に影響を与える重要な事業展開（例えば、ITや業務プロセスの変更及び主要な経営者の交代並びに買収、合併及び事業の売却） ・ 重要な産業の情勢（例えば、産業の規制の変更及び報告事項の新設） ・ 会計基準の変更のような、財務報告の枠組みにおける重要な変更 ・ その他重要な関連する情勢（例えば、企業に影響を与える法律の変更） <p style="text-align: center;">以 上</p> | <p>ムメンバーに対する指示、監督及び監査調書の査閲に与える影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査証拠を入手し評価する際に、職業的懐疑心を保持する必要性を監査チームメンバーに周知徹底する方法 ・ 内部統制の有効性の評価を含む過年度の監査結果（例えば、識別した内部統制の不備及びその不備に対する改善措置） ・ 監査に影響を与える可能性のある事項に関して、企業に他のサービスを提供している監査事務所の職員との協議 ・ 適切な内部統制の整備及び運用についての経営者の責任（例えば、このような内部統制に関しての適切な文書） ・ 内部統制に依拠することがより効率的になる一定の取引量の有無 ・ 企業が事業を円滑に遂行する上での内部統制の重要性 ・ 企業に影響を与える重要な事業展開（例えば、ITや業務プロセスの変更及び主要な経営者の交代並びに買収、合併及び事業の売却） ・ 重要な産業の情勢（例えば、産業の規制の変更及び報告事項の新設） ・ 会計基準の変更のような、財務報告の枠組みにおける重要な変更 ・ その他重要な関連する情勢（例えば、企業に影響を与える法律の変更） <p style="text-align: center;">以 上</p> |
| | <p style="text-align: center;">以 上</p> |